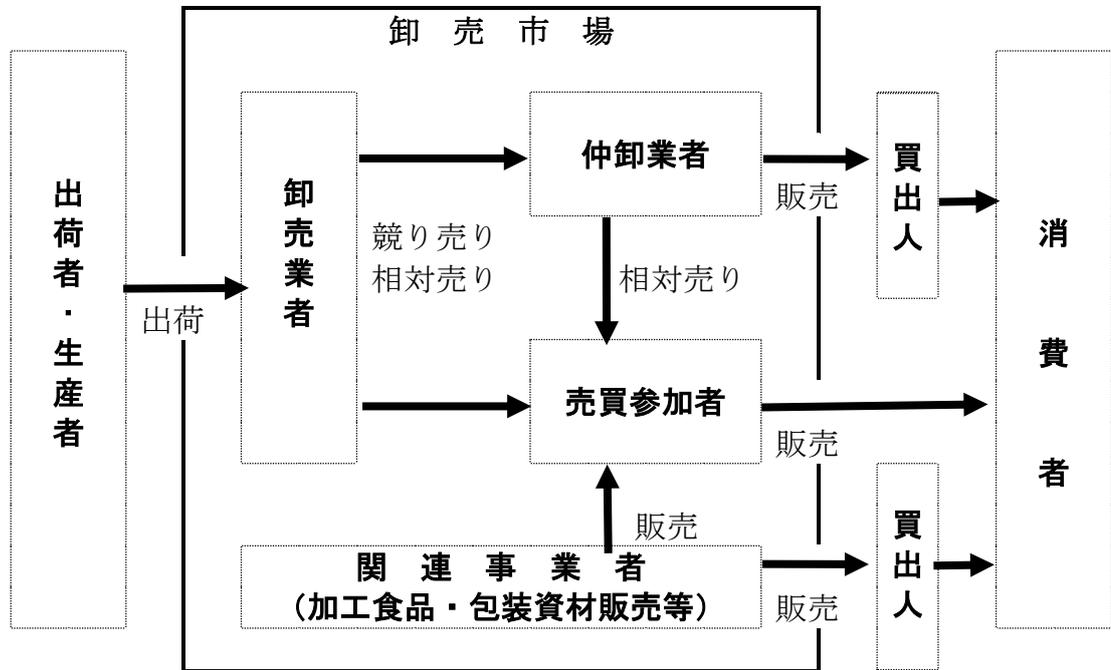


現行の卸売市場制度と改正卸売市場法について

1 生鮮食料品等の主要な流通経路



2 現行法における主な取引規制

【卸売業者の第三者販売の原則禁止】

卸売業者は、卸売市場における卸売の業務については、当該市場の仲卸業者又は売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。

ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りではない。

【仲卸業者の直荷引き原則禁止】

仲卸業者は、卸売市場における業務については、販売の委託の引受け 及び当該市場の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。

ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りではない。

【商物一致の原則（商物分離取引の原則禁止）】

卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、市場内の生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。

ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りではない。

【卸売の相手方としての買受けの禁止】

卸売業者が許可を受けて卸売を行う市場において、その許可に係る生鮮食料品等を卸売の相手方として買い受けてはならない。

【卸売業者・仲卸業者の小売行為】

卸売業者・仲卸業者が市場外で卸売りをしようとするときは市長に届け出なければならない。市長は取引委員会の意見を聴いたうえで卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがあると認めたときは、当該業務の中止その他必要な改善措置を取るべき旨を命ずることができる。

3 改正卸売市場法について

(1) 概要

平成30年6月に卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行されます。規制緩和を前提とした改正となっており、久留米市においても国の制度改正に合わせて中央卸売市場業務条例、地方卸売市場水産物部業務条例並びに関係規則の見直しを進めています。

(2) 改正卸売市場法のポイント

	現行	改正法
国の関与・市場の開設等	根拠法は卸売市場法（全83条）	根拠法は卸売市場法（ 全19条 ）
	国が整備基本方針、整備計画を策定	国が基本方針を策定
	農林水産大臣の認可（中央卸売市場） 県知事の許可（地方卸売市場）	農林水産大臣の 認定 （中央卸売市場） 県知事の 認定 （地方卸売市場）
	卸売業者 農林水産大臣の許可（中央） 県知事の許可（地方）	卸売業者 法律上の規定なし
	仲卸業者 開設者による許可	仲卸業者 開設者の任意による規定
	売買参加者 開設者による承認	売買参加者
	国が卸売業者・開設者へ指導・検査監督（中央） 県が卸売業者・開設者へ指導・検査監督（地方）	国が 開設者 へ指導・検査監督（中央） 県が 開設者 へ指導・検査監督（地方）
取引規制等（遵守事項）	売買取引の方法の公表	全市場の「 共通ルール 」として残置
	差別的取り扱いの禁止	
	受託拒否の禁止（中央のみ）	
	代金決済ルールの策定・公表	
	取引結果の公表	
	—	取引条件の公表（ 義務の新設 ）
卸売業者による第三者販売の原則禁止	卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、 共通ルールに反しない範囲において定める ことが可能。	
仲卸業者による直荷引きの原則禁止		
商物一致の原則		
その他の規制		

※独自の取引規制（遵守事項）は、取引参加者の意見を十分に聴いた上で定めることができ、且つ、定められた理由が公表されている必要がある。

(3) 改正卸売市場法の対応スケジュール（予定）

1 1 月 5 日	卸売市場運営協議会（第 1 回） ・卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について【諮問】
月 日	卸売市場運営協議会（第 2 回） ・卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について【答申】
(運協の答申後)	規則で規定する取引規制等の関係者協議
(運協の答申後)	条例・規則（案）の策定作業、認定申請に係る国（青果部）、 福岡県（水産物部）との協議
2 月下旬	市議会 3 月議会への条例改正（案）の上程
(市議会議決後)	条例施行規則の改正、要領の制定等
4 月上旬	卸売業者から市への許可申請（市の許可）
4 月上旬	市から国、福岡県への認定申請
6 月頃	国、福岡県からの市場開設の認定
6 月 2 1 日	改正法、改正条例の施行、新制度による業務開始